

令和3年度奨学のための給付金（通常申請）について

（和歌山県高校生等奨学給付金 募集要項）

制度の概要

和歌山県文化学術課では、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、以下の要件に該当される世帯に、返還の必要のない『奨学のための給付金』を支給します。

令和3年度に入学し、早期給付の申請（4月～6月分）をされた方で、7月分以降の支給を希望される場合は、通常申請（7月～3月分）が必要です。

※本件の申請手続は、高等学校等就学支援金又は高等学校等学び直し支援金申請（認定を受ければ授業料の負担を軽減できる制度）とは別の手続になりますのでご注意ください。

対象となる世帯

●令和3年7月1日現在、次の全てに該当している世帯が対象です。

- 1 生徒が高等学校等就学支援金又は高等学校等学び直し支援金の対象である学校（特別支援学校の高等部除く）に在学していること
- 2 生活保護（生業扶助）受給世帯又は、保護者（親権者）等全員の令和3年度（令和2年分）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）であること（以下、非課税世帯）
- 3 保護者（親権者）等が和歌山県内に住所を有していること
※保護者（親権者）等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が和歌山県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し『奨学のための給付金』を申請しない場合に限り、申請できます。
- 4 生徒が高等学校等就学支援金又は高等学校等学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者であること

●生徒及び保護者が以下に該当している場合は、支給対象外となります。

- ・生徒が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、見学旅行費又は特別育成費の対象となっている場合（母子生活支援施設の高校生等を除く）
- ・保護者が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、課税証明書等が発行できない場合

支給される金額

以下のとおり、世帯状況、課程別により支給額が異なります。

②非課税世帯の第1子と第2子以降の判定は、「奨学のための給付金対象確認シート（非課税世帯）給付額について」をご確認ください。

早期給付申請者で通常申請を行う場合、通常申請の支給額は7月～3月分です。

世帯状況		課程別	支給額 (年額)	支給額（早期給付申請者）	
				4月～6月分	7月～3月分
① 生活保護（生業扶助）受給世帯		全日制・定時制・通信制	52,600円	13,150円	39,450円
② (上記①を除く)	非課税世帯 (第1子)	全日制・定時制	129,600円	32,400円	97,200円
		通信制	50,100円	12,525円	37,575円
	非課税世帯 (第2子以降)	全日制・定時制	150,000円	37,500円	112,500円
		通信制	50,100円	12,525円	37,575円
③ 生活保護（生業扶助）受給世帯・非課税世帯		専攻科	50,100円	12,525円	37,575円

※15歳（中学生を除く。）以上23歳未満とは、平成10年7月3日～平成18年7月2日までに生まれた方が該当します。

申請に必要な書類

以下の「共通書類（全員提出）」及び「添付書類（世帯区分ごと）」を提出してください。対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請書類が必要です。

●共通書類（全員提出）

- ・和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）受給申請書〔別記第1号様式〕
- ・振込先の通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、名義人などわかるもの）

●添付書類（世帯区分ごと）

下記世帯区分【1】～【3】で、該当する世帯区分に応じた添付書類を提出してください。

【1】生活保護（生業扶助）受給世帯

添付書類：生活保護受給証明書（原本）（発行日が令和3年7月1日以降のもの）

※令和3年7月1日現在、生業扶助が措置されていることがわかるもの。

※上記証明書について生業扶助が措置されていることが明記されていない場合は、上記証明書発行窓口で措置状況を確認の上、生業扶助の措置の有無を追記してもらってください。

【2】非課税世帯（第1子）

添付書類：保護者（親権者）等全員の個人番号カードの写し等を添付した『同意書兼個人番号カード（写）等貼付等台紙〔別記第4号様式〕』

又は

保護者（親権者）等全員の令和3年度（令和2年分）課税証明書（写し可）

【3】非課税世帯（第2子以降）

※当該世帯に扶養されている2人目以降の高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯

添付書類：①保護者（親権者）等全員の個人番号カードの写し等を添付した『同意書兼個人番号カード（写）等貼付等台紙〔別記第4号様式〕』

又は

保護者（親権者）等全員の令和3年度（令和2年分）課税証明書（写し可）

②対象生徒の兄弟姉妹の健康保険証の写し

※令和3年7月1日現在、保護者（親権者）等に扶養されている保険証が必要です。

※兄弟姉妹が複数名いる場合は1名分のみ提出してください。

※被保険者の記号・番号の記載がある場合は、マスキングしてください。

③扶養誓約書

※次のいずれかに該当する場合に提出してください。

・国民健康保険に加入している場合

・「②」の兄弟姉妹の健康保険証に扶養している保護者（親権者）等（被保険者）の氏名等が記載されていない場合

申請期限

●申請期限

令和3年8月2日（月）まで（当日消印有効）

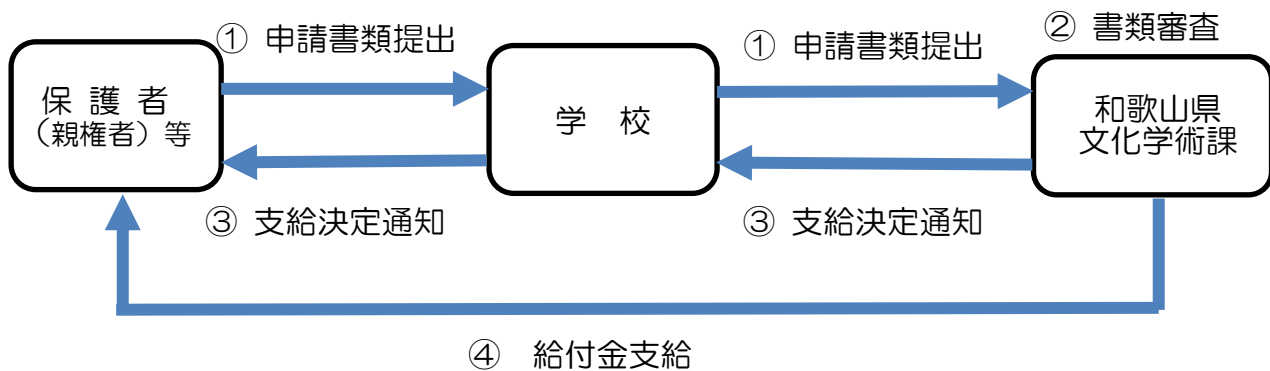
●提出先

対象生徒の在籍する学校

※ 各学校の案内に従って申請書類を提出してください。

申請から給付金の受取りまでの流れ

- ① 保護者（親権者）等は学校へ申請書類を提出、学校は申請書類を取りまとめて県へ提出
- ② 県にて書類審査後、③認定結果については、学校を通じて、保護者（親権者）等へ通知
- ④ 県から支給決定を受けた保護者（親権者）等の口座へ給付金を入金



●支給時期

通常申請分の支給時期は、令和3年12月頃を予定しています。

(お願い)

振込日に関するお問い合わせをいただきますが、日付の回答は困難ですのでご容赦願います。また、原則、学校別に振込をしますので、兄弟姉妹が別の学校に在学する場合、振込時期が異なることがあります。

留意事項

●支給先の口座情報について

申請書類の提出前に、『令和3年度 奨学のための給付金振込用口座 申請者控え』に申請された口座情報を転記いただき、支給決定通知書が到着するまで保管いただきますようお願いいたします。

県で申請書類を受付した後、県へ保護者様から申請口座に関するお問い合わせをいただきますが、個人情報保護の観点から、本人確認ができない電話ではお答えすることができないため、『令和3年度 奨学のための給付金振込用口座 申請者控え』により申請された口座情報をご確認ください。

●DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置の申し出について

マイナンバー制度において、DVや虐待等の被害を受けて（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある方も含みます。）避難されている方については、避難先の住所・居所がある都道府県名又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、情報の不開示措置を申し出ることができます。

本件の申請手続において、個人番号カードの写し等を添付した『同意書兼個人番号カード（写）等貼付等台紙〔別記第4号様式〕』を提出される方で、情報の不開示措置を希望される方は、『DV・虐待等被害者に係る「不開示申出書」』を他の申請書類とあわせてご提出ください。

●偽りその他不正の手段により給付金を受給しようとし、又は受給したとき及び明らかに給付金を支給の目的以外の目的に使用したと認められるときは即時返還していただきます。

問合せ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県企画部企画政策局文化学術課学術振興班
電話番号 073-441-2098